

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年1月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第1号

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年岩手県規則第97号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
1	別表第1（第2条、第3条関係）		別表第1（第2条、第3条関係）			
	区 分	公共的施設	特定公共的施設	区 分	公共的施設	特定公共的施設
	[略]			[略]		
	2 商業施設	[略] (5) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項に規定する一般電気事業及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業（同法第9条ただし書に規定する電気通信回線設備の設置を伴うものに限る。）の営業所又は事務所	すべてのもの	2 商業施設	[略] (5) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項に規定する一般電気事業及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業（同法第9条第1号に規定する電気通信回線設備の設置を伴うものに限る。）の営業所又は事務所	全てのもの
[略]			[略]			
2	別表第1（第2条、第3条関係）		別表第1（第2条、第3条関係）			
	区 分	公共的施設	特定公共的施設	区 分	公共的施設	特定公共的施設
	[略]			[略]		
	2 商業施設	[略] (5) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項に規定する一般電気事業及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業（同法第9条第1号に規定する電気通信回線設備の設置を伴うものに限る。）	[略]	2 商業施設	[略] (5) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業（同法第9条第1号に規定する電気通信回線設備の設置を伴うもの	[略]

)の営業所又は事務所				限る。)の営業所又は事務所	
		[略]				[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（表2の項の改正部分に限る。）による改正後のひとにやさしいまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に工事に着手する特定公共的施設（ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年岩手県条例第74号）第2条第3号に規定する特定公共的施設をいう。以下同じ。）の新築、新設、増築又は改築（以下「新築等」という。）について適用し、同日前に着手した特定公共的施設の新築等については、なお従前の例による。